

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化によって「ご近所関係」の希薄化が進み、介護や子育て等を地域で互いに助け合う力が弱まってきています。高齢者についてみると、ひとり暮らし世帯や、老老介護や認認介護の状態となっている高齢者のみの世帯が増え、生活する上で起こる様々な問題を自身の力だけで解決することに限界を迎えている人も少なくありません。また、就労の不安定化に起因した生活不安や貧困の連鎖、仕事と生活の調和を乱す過酷なストレス等による自殺、更には配偶者等へのDV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障がい者、幼児・児童への虐待等、社会の問題は多種・多様化し、複合化する傾向もうかがえます。

このような背景のもとで、市民が安心して自立した生活を送るためには、日常の生活課題を早期に発見し適切に解決することが必要ですが、自分や家族の力による「自助」では対処しきれない様々な問題については、公的な福祉サービス「公助」とともに、地域住民・地域住民組織、福祉に関する住民活動団体やNPO・社会福祉事業者等と行政が連携し、公助だけでは手が届きにくい生活課題にもきめ細やかに対応する仕組み、いわゆる「互助・共助」の社会づくりを進めることが、きわめて大切になっています。

秩父市では、人口の減少や高齢化率の上昇が続いています。また、中・長期的なビジョンをもって地域の課題に的確に対応し、より豊かな市民生活を実現するために平成28年3月に策定された第2次秩父市総合振興計画において、現状の人口推移が延長された場合、平成27年から37年までの10年間で、人口は65,741人から56,861人へ9千人弱減少し、高齢化率は29.8%から35.0%へとおよそ5%上昇することが推計されています。介護など支援をされる側の増加のみならず、支援をする側の縮小を伴う高齢化率の上昇は、福祉活動にとってより厳しい状況を招くこととなりますが、こうした高齢化の主因となっている、都市部への人口流出や少子化の抑制に的を絞り、安定した雇用の創出や地域資源を活かした新たな人の流れの創出、若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望への対応等を柱とした「秩父市総合戦略」が第2次総合計画と同時に策定されました。

この「秩父市総合戦略」とまちづくり基本条例の理念及び基本原則の上に立ち、市民と行政が力を合わせて、第2次総合振興計画が将来像として掲げた「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現に向けた活動は、既に開始されています。

地域の課題は多く様々ですが、市の将来像を見据えた総合振興計画を基本に、その福祉分野を支える個別計画として、また、市民が安心して自立した生活を送るために必要な、地域における福祉施策推進のための原点として、本計画の策定を行うものです。

2 地域福祉、地域福祉計画、地域福祉活動計画とは

社会福祉法第1条により、「地域における社会福祉」と定義されている「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、すべての住民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて、地域における生活課題の解決に取り組む仕組みです。この仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」であり、社会福祉協議会を中心に作られる「地域福祉活動計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ここで規定されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、その内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

また、「地域福祉活動計画」を中心的に策定する社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で次のとおり規定されています。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画では、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組みが総合的にまとめられます。一方、地域福祉活動計画では、社会福祉協議会による地域福祉に関する具体的な施策が個々に記述されます。地域福祉を推進する両輪として、両計画の密接な連携が重要であることから、近年では下記に示す効果を狙い、2つの計画を一体化した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定することが多くなっています。

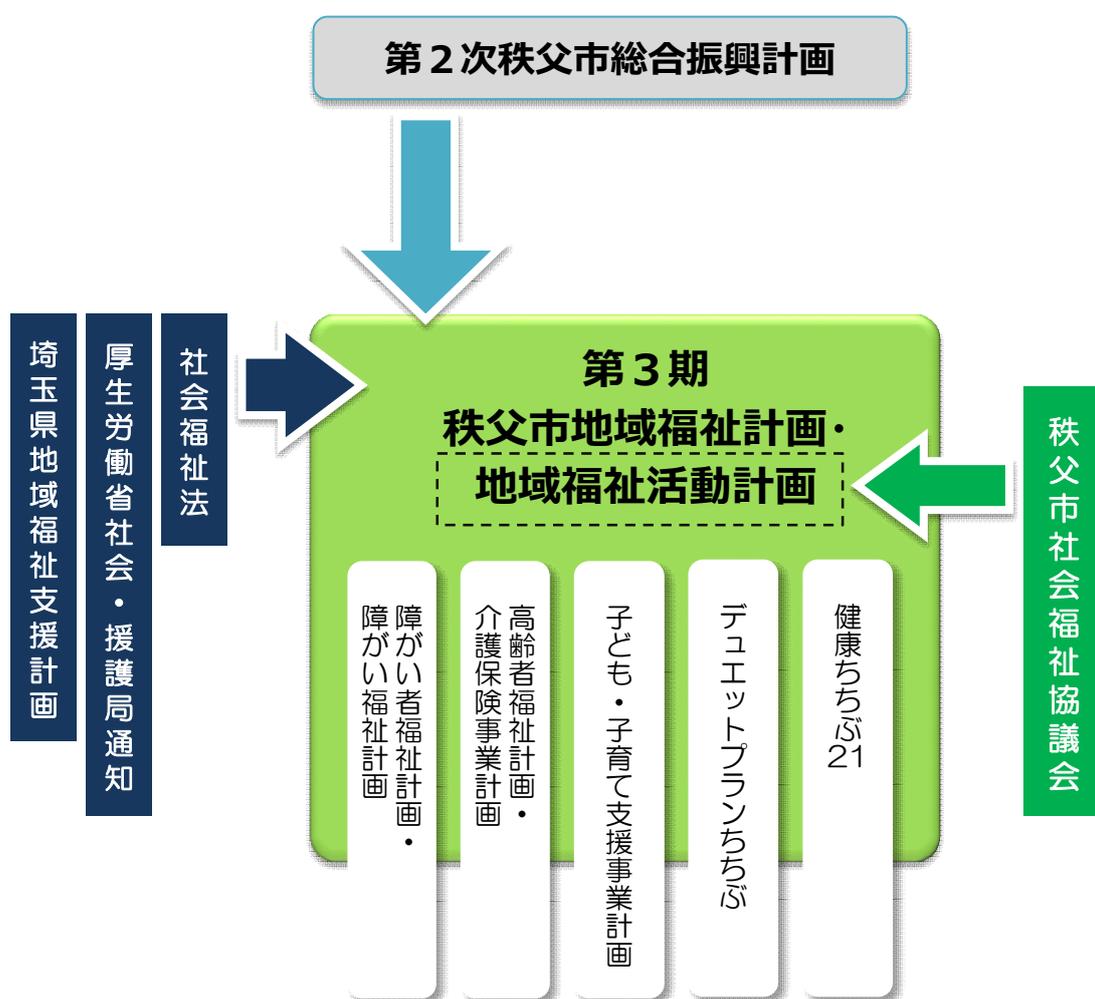
○取り組みごとに、行政と社会福祉協議会の事業が併記されるため、相互の補完関係を直接的に確認しながら、より効果的な事業設定が可能になること。

○事業評価の段階においても、実施結果の要因分析をよりきめ細かに行えること。

3 計画の位置づけ

本市においては、平成 23 年度までの「秩父市地域福祉計画」の後継計画として平成 24 年度から 28 年度までを計画期間とする「第 2 期秩父市地域福祉計画」と、同じく平成 24 年度から 28 年度までを計画期間とする「秩父市地域福祉活動計画」が、それぞれ推進されてきました。

「第 3 期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、「第 2 次秩父市総合振興計画」を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える個別計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を今回一体化したものです。



また、今回の計画は、経済の低迷等の社会情勢の変化や社会福祉法の改正等を背景に、厚生労働省から発出された以下の通知も踏まえて策定されています。

- 平成 26 年「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(厚生労働省社会援護局 社援発 0327 第 13 号)

4 計画の期間

「第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間は、下図に示すとおり、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の策定体制

本計画の策定に先立ち、「地域福祉に関する市民意識調査」を行い、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握し計画策定のための基礎資料としました。

また、市内の福祉関係団体に対し、団体自身の運営や地域福祉における課題、今後の活動推進のために必要とする支援等についてヒアリングを実施しました。

更に、市民の方、地域福祉に関して識見を持つ方、保健・福祉施設・社会福祉団体の関係者からなる「秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。